

「第 14 回 修了考查」 受験案内

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

修了考查委員会

I 修了考査の実施日程等

1. 申請書配付期間

令和2年11月25日(水)～12月17日(木)

2. 申請書配付方法

原則、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 Web ページ(以下、「本会ホームページ」という。)からダウンロード。郵送による申請書請求も可能。

3. 申請書受付期間

受験申請 : 令和2年12月10日(木)～12月17日(木)

不受験申請 : 令和2年12月3日(木)～12月10日(木)

【注意】第13回修了考査(一号再考査・令和2年6月24日実施)が不合格となり、第14回修了考査を再受験する方へ

一般実地演習の最終報告回の提出期限が令和2年11月30日のため、当該報告回に係る審査結果の通知時期が、上記受験申請期間の開始日より遅れる可能性があります。そのため、第14回修了考査の受験申請意思がある場合は、**同審査結果の通知の有無にかかわらず、上記申請期間内に申請手続きを行ってください。**

4. 申請書提出方法

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会(以下、「本会」という。)実務修習担当課宛に原則、書留にて郵送(期間内消印有効)。宅配便の場合、期間内必着。持参不可。

5. 修了考査実施日

(1) 記述の考査

令和3年1月23日(土)

集合時間 : 午後1時30分までに着席

試験時間 : 午後2時～午後4時(予定)

※ 考査会場の開場予定時刻は、午後0時45分。

(2) 口述の考査

令和3年2月1日(月)～2月5日(金)

実施日は、修了考査委員会が当該期間内から指定する1日。ただし、諸事情により、日程を変更する場合があります。

6. 合格発表

令和3年3月12日（金）（発送予定日）

Ⅱ 修了考査の詳細等

1. 修了考査の目的

本会は、実務修習業務規程（以下、「規程」という。）第38条及び第42条の規定並びに実務修習業務規程施行細則（以下、「細則」という。）第23条の規定に基づき、修習生が実務修習の各課程をすべて受講し、不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得の確認を目的として修了考査を実施します。

2. 受験資格

受験資格は、規程第38条の規定に基づく要件を満たす次の者です。

- (1) 本会が行った実務修習において、本会が講義、基本演習及び実地演習のすべての課程について修得を認定した修習生であって、当該認定をした日から2年以内に修了考査の受験申請があった者。
- (2) 修了考査委員会が、実務修習のすべての課程において修得すべき技能及び高等の専門的応用能力を修得したとの確認ができないと判定した修習生について、一定の要件を満たした者（後掲【参考】再考査（修了考査を受験したが実務修習を修了できなかった場合）」を参照）。

3. 受験又は不受験の申請及び申請書の配付

- (1) 上記2.(1)又は(2)の要件を満たす者が第14回修了考査の受験対象者になります。
- (2) 修了考査の受験対象者は、必ず受験又は不受験の申請を行ってください。

【注意】 第14回修了考査を不受験申請する方は、第15回修了考査を受験する必要がありますが、第15回修了考査の実施時期は、第15回実務修習の実施時期の変更に伴い、令和4年4月から6月の期間となる予定ですので、あらかじめご了承ください。詳細は本会ホームページを確認してください。

- (3) 上記I3.の申請書受付期間を過ぎた申請は受理しません。
- (4) 申請書は本会ホームページに掲載しますので、申請者はダウンロード、印刷のうえ申請を行ってください。印刷する際は、白色無地の上質紙（わら半紙等でないもの）を使用してください。
- (5) 申請書が本会ホームページからダウンロードができない等の事情がある場合には、郵送による送付も行いますので、その際には、申請書の提出先と同じ送付先に、下記(6)の手続により申請書の請求を行ってください。

- (6) 郵送で申請書の配付を希望する場合、送付封筒の表に、朱書きで「修了考査申請書の送付希望」と記載し、返信用の角型 2 号（日本工業規格 A4 サイズが折らずに入る）封筒を同封。返信用封筒には、120 円切手を貼付のうえ、返信（送付）先を記入してください。ただし、書類の送付には時間を要します。また、書類送付の遅延等により申請が行えない事態が生じても本会では一切責任を負いません。各自の責任において早めに対応を図るようにしてください。

4. 修了考査の内容

(1) 記述の考査

記述の考査は、多肢択一式問題及び論文式問題から構成されます。本会の指定する 1 日間において、すべての修習生を対象に一斉に実施します。

① 多肢択一式問題

ア. 出題内容

多肢択一式問題は、実務修習業務規程別表第一（第 25 条関係）に掲げる不動産の鑑定評価の実務に関する基礎的知識、種類別鑑定評価及び手法適用上の技術的知識に係る問題を出題します。

イ. 出題形式

四択形式の問題を合計 15 問（計算問題も含む。）出題し、実務に関する講義における確認テストと同程度の難易度の問題を出題します。

解答には、マークシート方式を採用します。

② 論文式問題

ア. 出題内容

論文式問題は、不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項について、出題します。

イ. 出題形式

合計 2 問出題し、原則として次の問題パターン別に 1 問ずつ出題します。

- ・ A 問題：不動産鑑定士として必要な知識と専門的応用能力を問う問題で、出題形式についてはフリーとします。
- ・ B 問題：不動産鑑定士として必要な実務的な知識を問う問題で、試験前に指定した複数の細分化類型の中から 1 類型について出題します。ただし、修習生が自ら実地演習で作成した当該細分化類型に係る鑑定評価報告書の内容を前提とし解答を作成するものとします。

解答は、1 問につき、解答用紙 1 枚（A4 サイズ・横書き）、合計 2 枚を使用して作成します。

ウ. サンプル問題

論文式問題のサンプル問題（出題の趣旨を含む。）及び解答用紙は、『第 14

回実務修習－受講の手引－』*VI.9.記述の考査・論文式問題のサンプル問題を参照してください。

※ 『第14回実務修習－受講の手引－』は、本会ホームページ（実務修習のご案内→各種規程等）に掲載しています。

③ 実施形式

ア. 試験時間は2時間です（多肢択一式問題及び論文式問題を合わせて、この2時間で実施します）。

イ. 修習生は、記述の考査にいかなる資料も持ち込んではならず、また、問題用紙及び解答用紙は試験終了後、すべて回収します。

ウ. 論文式問題の解答用紙の形式は、後掲の見本を参照してください。

④ 記述の考査の配点は、100点満点（多肢択一式50点満点、論文式50点満点）とします。各問の配点は問題文に明示します。

(2) 口述の考査

口述の考査は、細則第16条第十五号に規定する「一般実地演習報告書*」を用い、実地演習の内容について行います。実施方法等の詳細は、次のとおりです。

※ 「一般実地演習報告書」として提出した書類のうち、事例カードについて、「大規模画地」、「新規家賃」及び「継続家賃」の細分化類型でのみ、事例カードを用います。

- ① 口述の考査は、受験生1名に対して25分から40分を標準実施時間として実施します。
- ② 口述の考査は、受験生が行った一般実地演習13件の報告の内から、原則1件を選択して実施します。ただし、口述の考査では、実務修習全般に亘る内容も試問の対象となります。
- ③ 修了考査の再受験者は、再受験のために行った一般実地演習6件又は7件の再履修報告の中から、原則1件を選択して実施します。
- ④ 口述の考査の対象類型は事前通知（告知）しません。口述の考査実施時に修了考査委員会が対象類型（案件）を指定します。
- ⑤ 口述の考査実施時に、受験生に対象類型（案件）の実地演習で提出した鑑定評価報告書を手交します。ただし、受験生による資料の持込みは禁止します。
- ⑥ 口述の考査は、口述の考査実施期間の内、修了考査委員会が指定した日時に実施します。なお、口述の考査の実施時は、約半日程度（口述の考査の実施前後の待機時間を含む。）拘束される形となります。
- ⑦ 口述の考査の配点は、100点とします。ただし、口述の考査の採点においては、不動産の鑑定評価の実務に関する講義の受講状況、基本演習の履修状況及び実地演習の履修状況等を考慮する場合があります。

第 回修了考査(記述の考査) 論文式解答用紙

問題○

受験 番号		修習生 番号	
氏名			

※採点欄

- ※ 氏名等欄及び解答欄(下記の外枠線の内側(行間の細い行を除く))以外の余白部分並びに解答用紙の裏面には、何も筆記しないでください。筆記した場合は、当該部分は採点されません。
- ※ この論文式問題の解答用紙への記載に当たっては、**黒インクのボールペン又は万年筆**で丁寧に書いてください。鉛筆等で書くと無効となります。

20行

5. 修了考査における合否の決定

口述の考査の最終日から 21 日以内に修了考査委員会を開催し、修了考査の合否を決定します。

- (1) 口述の考査と記述の考査における配点について、修了考査委員会において定める配点率に応じて按分し、合計したものを総合点（100 点）とします。
- (2) 修了考査の合格点は、(1)により算出した総合点の 60%を基準とします。ただし、口述の考査又は記述の考査の各成績のいずれかが一定の点数に達しない場合は、それだけで不合格となります。

6. 試験地

(1) 記述の考査〈令和 3 年 1 月 23 日（土）〉

- ・ 会場名 AP 浜松町（下図参照）
- ・ 所在地 東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビル B 館 地下 1 階



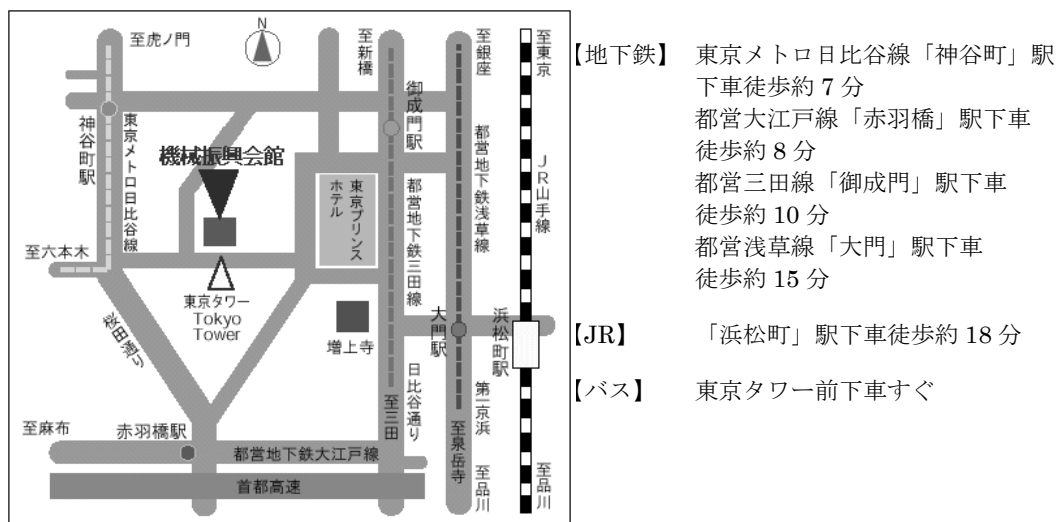
【地下鉄】 都営大江戸線・浅草線「大門」駅 A3・A6 出口 下車徒歩約 3 分
都営三田線「芝公園」駅 A3 出口 下車徒歩約 3 分

【JR】 JR 山手線・京浜東北線「浜松町」駅 下車徒歩約 7 分

【その他】 東京モノレール「浜松町」駅 下車徒歩約 7 分

(2) 口述の考査〈令和3年2月1日(月)～2月5日(金)〉

- ・ 会場名 機械振興会館 6階(下図参照)
- ・ 所在地 東京都港区芝公園3-5-8



7. 修了考査の結果等の通知

- ① 合否の結果通知又は修了証は、合格発表日(令和3年3月12日(金)予定)に簡易書留により郵送します(同日発送予定)。また、合格者の受験番号は、原則として、本会ホームページにおいて公表します。
- ② 上記①の他、合格発表日に、次の事項を本会ホームページにおいて公表します。
 - ア. 記述の考査・多肢択一式問題の問題及び正解
 - イ. 記述の考査・論文式問題の問題及び出題の趣旨
 - ウ. 修了考査委員会が定めた合格点
- ③ 修了考査を不合格となった場合、不合格理由を通知します。

8. 手続き

- (1) 申請書の受付期間は、受験申請書は令和2年12月10日(木)から17日(木)まで、不受験申請書は令和2年12月3日(木)から10日(木)までの期間です。受付期間を過ぎた申請、記載不備の申請は、受理しません。
- (2) 申請方法は、原則、郵送書留(期間内消印有効)としています。宅配便の場合は、受付期間内に必着とします。なお、持参による申請は受付けておりません。
- (3) 郵送後の申請書の到着の確認は、日本郵便株式会社の「追跡サービス」(<http://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>)をご利用ください。本会への電話やメールによる到着の確認はご遠慮ください。なお、発送時に発行された受領書(お客様控)は受験整理票が届くまで必ずお持ちください。

- (4) 申請時には、角型 2 号（日本工業規格 A4 サイズが折らずに入る）封筒の表面に朱書きで「修了考査受験（又は不受験）申請書在中」と記載のうえ、送付してください。
- (5) 申請書は折り曲げずに送付してください。
- (6) 申請に当たっては、1 名 1 封筒によりお申込みください。同一の封筒等に複数名の申請書を封入しないでください。
- (7) 申請書の送付先は、次のとおりです。

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9F

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課 宛

TEL：03-3434-2301(代)

- (8) 修了考査の受験手数料は、**36,600 円（税込）**です。
 - ① 修了考査の受験申請をされる方は、原則として、振込人欄に受験者氏名及び修習生番号（修習生証にて確認）を明記（例：受験者氏名 14-1-0300）のうえ、次の振込期間内に、受験手数料を下記④の振込先に、銀行振込にてお振込みください。

振込期間：令和 2 年 12 月 10 日（木）から同年 12 月 17 日（木）まで

受験手数料のお振込みは、必ず上記の期間内に行ってください。

期間前又は期間後には振り込まないでください。

- ② 振込手数料は、各自負担してください。また、納入された受験手数料は、原則として返却いたしません。
- ③ 受験者と振込者名が異なる場合（会社名義で複数名分振込む場合など）は、その内訳（振込日、振込者名、受験者氏名、修習生番号、振込銀行名）を明記のうえ、本会実務修習担当課宛に、メール（kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp）又はファクシミリ（FAX 番号 03-3436-6450）にて必ずお知らせください。
- ④ 振込先

みずほ銀行虎ノ門支店 普通 2880782

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

【注意】令和元年 10 月 1 日に消費税法の一部が改正され、消費税率が 10%に引き上げられたことに伴い、修了考査受験手数料の改定を行いました。つきましては、改定後の受験手数料の金額（36,600 円（税込））をお振込みくださいますようお願い申し上げます。

※ 第 13 回以前の『実務修習－受講の手引－』に記載の受験手数料は消費増税前の金額です。誤って改定前の金額で振り込まれないようご注意ください。

(9) 提出書類は次のとおりです。

① 受験申請書（受験整理票含む。）

② 身分証明書用写真 2 枚

受験申請書及び受験整理票のそれぞれ所定の欄に貼付のうえ送付してください。

※ 写真は、次の条件を満たす 2 枚の写真が必要です。申込み前 3 ヶ月以内に撮影した、脱帽、正面向き、無地の背景で上半身を撮影した縦 45mm、横 35mm の本人が確認できる鮮明なものに限ります。

なお、受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼付してください。

※ 2 枚の写真の裏面には、必ず氏名及び修習生番号を記入のうえ、貼付してください。

9. 申請書記入上の注意事項

(1) 申請書は、全て黒インクのボールペン又は万年筆（インクが消せるものは不可。）にて記入してください。鉛筆書き等による提出物は受けません。記入に当たっては、楷書により、数字は算用数字を用いて記入してください。

(2) 氏名欄は、戸籍に記載されているとおり正確に、氏名を記入し、ふりがなを振ります。実務修習修了後に氏名の変更があった場合は、戸籍謄本を添付してください。

(3) 生年月日を記入し、提出時点の満年齢を記入します。

(4) 性別は該当する方に○を付してください。

(5) 現住所は、郵便番号も必ず記入してください。**申請書に記入した現住所宛へ修了考査に関する郵送物を送付します。**FAX がない場合は「なし」と記入してください。

(6) 緊急連絡先は、出来るだけ記入するようにしてください。ない場合は「なし」と記入してください。

(7) 実務修習の回数は、平成 18 年 12 月 1 日開始の実務修習を第 1 回として、1 年後開始の実務修習を第 2 回とし、以後の回数を数えてください。

例) 平成 28 年開始：第 11 回 平成 29 年開始：第 12 回

 平成 30 年開始：第 13 回 令和元年開始：第 14 回

(8) 実務修習の開始及び修了の月日は、それぞれ該当する年の開始は 12 月 1 日から、修了は 11 月 30 日までとなります。

(9) 実務修習生番号は、実務修習生証の修習生番号をご記入ください。

(10) 実地演習実施機関名は、実務修習期間の最終所属の機関名を記入してください。指導鑑定士も同様です。機関所在都道府県名は、当該実地演習機関が存在する

都道府県名を記入してください。

- (11) 受験回数は、修了考査の受験回数です。初めての場合は「初」に、2度目の場合は「再」に、3度目の場合は、「再々」に○を付してください。
- (12) 受験整理票も上記の記入要領に従って記入してください。
- (13) 本会に届け出ている最終の登録事項に変更が生じた場合は、受験申請の他、登録事項変更申請手続を行う必要があります。変更申請手続については、本会ホームページ（実務修習のご案内→実務修習生専用ページ→各種手続等）を参照してください。

10. 考査当日の携行品

- (1) 記述の考査及び口述の考査共通

① 受験整理票

- ※ 受験整理票の所持をしない者の受験は原則として認めません。
- ※ 受験整理票は、考査終了後持ち帰り、結果発表まで大切に保管してください。

② 実務修習生証

- ※ 実務修習生証の所持をしない者の受験は原則として認めません。
- ※ 修習生証は、口述の考査の受付にて回収します。

③ その他持込みが可能なもの

・ 蓋付きペットボトル 500 ml程度のもので1本

- ※ 考査中の飲食は原則禁止しますが、水分補給のため蓋付きペットボトル入りの飲料水に限り、考査中飲むことを認めます。ただし、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙等を汚損しないよう十分注意してください。汚損等が生じたとしても、交換には応じられません。なお、ペットボトルカバーの使用及び缶、瓶、水筒等による飲料の持込みは認めません。

・ シャープペンシル、ラインマーカー又は色鉛筆

- ※ 問題検討のため、問題用紙（記述の考査）、実地演習報告書（口述の考査）に使用する場合に限り認めます。

・ 時計

- ※ 計時機能のみのものに限ります。スマートウォッチやアラーム音等の出る機能の使用は不可とします。
- ※ 使用する機器について、修了考査委員又は係員が考査実施上問題があると判断した場合は、使用の中止を指示しますので、その際は、速やかに指示に従ってください。

・ マスク（着用必須）、ティッシュペーパー

- ※ マスクは、無地でないもの・柄付きのものも可とします。ただし、文字

が記載されているものは不可とします。マスクの代替としてフェイスシールド等を着用いただくことは差し支えありません。ティッシュペーパーの使用も認めますが、外箱や袋は机上に置かず、ペーパーのみを取り出した状態で使用することを認めます。使い終わったマスク・ティッシュペーパーは各自で必ず持ち帰ってください。会場内で捨てることはできません。

(2) 記述の考査における携行品

上記(1)のに掲げる携行品の他、次のものを携行してください。

① 黒鉛筆 (B 又は HB)

※ 多肢択一式問題の解答用紙 (マークシート) の記載に使用します。

※ 黒鉛筆 (B 又は HB) 以外の筆記用具で解答用紙にマークした場合は、無効となります。

※ シャープペンシルでは、解答用紙にマークした場合、正確に読み取れないおそれがあるので、使用しないでください (メモ等での使用は問題ありません)。

② ボールペン又は万年筆 (いずれも黒インクのものに限る)

※ 論文式問題の解答用紙の記載に使用します。

※ ボールペン又は万年筆 (いずれも黒インクのものに限る) 以外の筆記用具で解答用紙に記載した場合は、無効となります。

※ 消しゴム等で消えるボールペンは不可とします。

③ 消しゴム (プラスチック製)

④ 電子式卓上計算機 (電卓)

※ 電卓は、以下の全ての要件に該当するものに限り 1 台のみ持込みを認めます。

- ・ 電源内蔵式で、使用時にキー操作音やアラーム等が鳴らないもの
- ・ 紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しない、計算機能のみのもの (関数電卓は禁止)

11. 修了考査受験上の注意事項

(1) 口述の考査及び記述の考査に共通する事項

- ① 受験整理票及び実務修習生証は必ず持参してください。持参しない場合は原則として受験を認めません。
- ② 時間は厳守してください。遅刻した場合、原則として受験を認めません。
- ③ 考査会場内及び口述の考査における前後の待機室内では考査監督者の指示に従ってください。
- ④ 指定時間内 (口述の考査終了後の待機時間含む。) においては、一切外部との

連絡はできません。携帯電話による連絡も禁止します。これを守らない場合、不正行為とみなすことがあります。

- ⑤ 携帯電話等の通信機器は、時計又は電卓としても使用できません。必ず電源を切り、カバン等の中にしまってください（衣類等のポケットには絶対に入れないでください）。考査中及び口述の考査における前後の待機時間に携帯電話等の着信音が鳴った場合は、不正行為とみなすことがあります。
- ⑥ 不正とみなされる行為があった場合は、退出を命じ受験は認めません。
- ⑦ 受験生による口述の考査の録音等を禁止します。これを守らない場合、不正行為とみなすことがあります。
- ⑧ 筆記用具、電卓等の貸出しは行いません。
- ⑨ 考査会場内及び口述の考査における前後の待機室内は、常時禁煙とし、考査中及び口述の考査における前後の待機時間中の飲食及び喫煙は禁止します。ただし、水分補給のためのペットボトルの取扱いについては、上記 10.(1) ③に記載のとおりです。
- ⑩ マスク等は、写真照合時に外してください。
- ⑪ 耳栓の使用は認めません。
- ⑫ ゴミ等は、必ず各自持ち帰ってください。
- ⑬ **「第 14 回修了考査の実施に伴う新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等について」を本会ホームページ（実務修習のご案内→実務修習生専用ページ→修了考査）に掲載しますので、必ず確認してください**（内容に変更が生じる可能性がありますので、随時最新の掲載文書を確認してください）。

(2) 記述の考査受験上の注意事項

- ① 考査時間終了前に解答用紙を提出して退出することは認めません。
- ② 問題用紙及び解答用紙は考査終了後に全て回収します。持ち帰ることは認めません。
- ③ 修正液及び修正テープの使用は認めません。なお、訂正がある場合は、二重線を引くなどして訂正してください。
- ④ 考査時間中の体調不良、やむを得ずトイレに行く必要がある場合等には黙って手を挙げ、考査監督員の指示に従ってください。無断で離席したり、携帯電話等の不要物を携行することは禁止します。
- ⑤ 考査時間中の日常的な生活騒音等（考査監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せ等、机・椅子がきしむ音、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行いません。

(3) 口述の考査受験上の注意事項

- ① 口述の考査においては、修了考査委員会が指定する日時に、複数名の単位で集合していただきます。口述の考査終了後においても、係員の指示があるまでは待機していただきます。拘束される時間は、約半日程度（4時間程度）の予定です。
- ② 待機室に資料を持ち込んでも構いません。ただし、考査会場には一切の資料を持ち込むことはできません。

12. その他

(1) 修了考査に係る問い合わせ先

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課

TEL : 03-3434-2301

FAX : 03-3436-6450

※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までにお問い合わせください。

- (2) 身体上の障害等により、受験の際に特別な措置を希望する方は、申請書提出時にその旨を本会実務修習担当課宛にお申し出ください。
- (3) 修了考査当日までに、欠席せざるを得なくなったときには、必ず実務修習担当課に連絡をしてください。

なお、口述の考査のみ、修了考査委員会において、やむを得ない事由による欠席と判断された場合、救済措置を設けており、予備日（令和3年2月16日（火）（予定））に修了考査を受験することが可能です。ただし、予備日は指定の1日のみとなります。

- (4) 受験申請後、住所等に変更があったときには、その旨を本会実務修習担当課に必ず届け出てください。
- (5) 今後、政府から緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症を巡る状況が大きく変化し、修了考査の実施方法や実施日程等に変更が生じた場合には、本会ホームページ（実務修習のご案内→インフォメーション）に掲載してお知らせします。

以上

実務修習 第14回修了考査受験申請書

受験番号

※ 事務局記入欄

提出日を記入してください。→ 令和2年 月 日現在

氏名	ふりがな かん てい た ろう 鑑 定 太 郎	性別	写 真 ※ 写真の裏に氏名を書き、写真の裏全面にのりをつけてこの欄に貼ってください。 ※ 写真は、申込前3ヶ月以内に、脱帽、正面向き、上半身を撮った 縦4.5cm、横3.5cmのもので、本人と確認できる鮮明なものが必要です。
		(男) ・ 女	
生年月日	(昭利)平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (年齢 〇〇才)		
現住所	ふりがな とうきょうとみなとくらのもん ふどうさんかんていびる 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 不動産鑑定ビル		
	電話番号	03-3434-2301	FAX番号 03-3436-6450
	※所属の部・課名も記入してください。勤務先がない場合には「なし」と記入してください。 公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 研究・研修課		
緊急連絡先	携帯電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	勤務先電話番号 03-3434-2301	
修了した実務修習について記入してください		実務修習開始当初の年を記入 (該当する元号を丸で囲む)	
実務修習回数	開始年月日	修了年月日	実務修習生番号
第 14 回	平成(昭利)元 年 12 月 1 日	平成(昭利) 2 年 11 月 30 日	14-1-0300
実地演習実施機関名	機関所在都道府県名	指導鑑定士名	受験回数
不動産鑑定〇〇事務所(株)	東京都	不動 花子	(初)・再・再々

↑
実務修習期間の最終所属の機関名・都道府県名・指導鑑定士名を記入してください。

修習生証で確認してください。

実務修習 第14回修了考査受験整理票

氏名	ふりがな かん てい た ろう 鑑 定 太 郎	性別	写 真 ※ 写真の裏に氏名を書き、写真の裏全面にのりをつけてこの欄に貼ってください。 ※ 写真は、申込前3ヶ月以内に、脱帽、正面向き、上半身を撮った 縦4.5cm、横3.5cmのもので、本人と確認できる鮮明なものが必要です。
		(男) ・ 女	
生年月日	(昭利)平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (年齢 〇〇才)		
集合時間	【口述の考査】 令和3年 2月 日 時 分 ※事務局記入欄		
受験番号	※事務局記入欄		
実務修習生番号	14-1-0300	備考	記入しないでください。

受験しない方

実務修習 第 14 回修了考査不受験申請書

私は、第 14 回修了考査を受験しませんので、ご連絡申しあげます。

なお、実務修習業務規程第 38 条の規定に基づき、第 15 回修了考査を受験いたしません。

第 15 回修了考査の受験の際は、所定の手続きにより受験申請を行いますが、第 15 回修了考査の受験申請を行わなかった場合は、理由の如何を問わず、実務修習を終了することを承諾します。

提出日を記入してください。 → 令和 2 年 月 日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会会長 殿

修習生番号 _____

修習生氏名 _____ 印

自署してください。

参考 再考査（修了考査を受験したが実務修習を修了できなかった場合）

修了考査の不合格者については、以下の3つの区分により、所定の要件を満たすことにより、再考査を受験することができます（以下では、不合格となった当該修了考査を「当初考査」といいます）。

再考査の日程等、実施に係る詳細については、修了考査の結果等の通知と併せて、ご案内します。

表1 再考査のパターン

① 当初考査における口述の考査及び記述の考査の双方が基準点 ^{※1} に達した場合	
再考査受験のための要件	当初考査の結果を通知した日から1ヶ月以内に修了考査の受験申請を行うこと。
再考査の実施方法	<p>再考査①</p> <ul style="list-style-type: none"> 口述の考査のみ実施^{※2}。 実施時期は当初受験年の4月又は5月。試験地は東京。
② 当初考査における口述の考査又は記述の考査のいずれかが基準点 ^{※1} に達しなかった場合	
再考査受験のための要件	当初考査の結果を通知した日から1年以内に再び一般実地演習のうち本会の指定する7件 ^{※3} について修得の認定を受け、当該認定の日から2年以内に修了考査の受験申請を行うこと。
再考査の実施方法	<p>再考査②</p> <ul style="list-style-type: none"> 口述の考査及び記述の考査により実施。 実施時期[*]は当初受験年の翌年又は翌々年の1月又は2月。試験地は東京。（再考査受験年実施の通常[*]の修了考査と同様に実施） <p>* 第15回修了考査の実施時期は、第15回実務修習の実施時期の変更に伴い、令和4年4月から6月の期間となる予定です。</p>
③ 再考査①を受験したが不合格となった場合	
再考査受験のための要件	当初考査の結果を通知した日から1年以内に再び一般実地演習のうち本会の指定する6件 ^{※3} について修得の認定を受け、当該認定の日から2年以内に修了考査の受験申請を行うこと。
再考査の実施方法	<p>再考査③</p> <p>上記②の実施方法と同様。</p>

※1 口述の考査及び記述の考査それぞれにおいて、修了考査委員会が定める一定の水準のことを「基準点」という。

※2 再考査④における口述の考査は、実地演習の内容の他、講義及び基本演習において修得すべき内容について行うことができる。

※3 ②及び③の再考査受験のために必要な一般実地演習における細分化類型は、下表のとおりです。

表2 再考査を受験するために必要となる一般実地演習の類型及び件数

番号	分類		細分化類型	第二号再考査 (※1)		第三号再考査 (※1)	
	種別	類型等		対象類型	件数	対象類型	件数
1	1. 宅 地	更地	住宅地	/		/	
2			商業地				
3			工業地				
4			大規模画地				
5		底地	底地	/		/	
6	2. 見込地等	宅地見込地・ 農地・林地	宅地見込地				
7			農地				
8			林地				
9	3. 建物及び その敷地	自用の建物 及びその敷地	低層住宅	/		/	
10			業務用ビル				
11		貸家及び その敷地	居住用賃貸	○	1件	/	
12			オフィス用賃貸	○	1件		
13		区分所有建物 及びその敷地	マンション	○	1件 (※ 2)	○	1件 (※ 2)
14			事務所・店舗ビル	○		○	
15		借地権付建物	住宅地	○	1件 (※ 3)	○	1件 (※ 3)
16			商業地	○		○	
17	4. 賃 料	地代	新規地代	/		/	
18			継続地代				
19		家賃	新規家賃	○	1件 (※ 4)	○	1件 (※ 4)
20			継続家賃	○		○	
				合計	7件	合計	6件

※1 対象類型ごとの履修期限は、本会が指定するものとする。

※2 13番又は14番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。

※3 15番又は16番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。

※4 19番又は20番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。